

1. 日常生活

以下で、平日とは学校に登校する日、休日とは学校に登校しない日のことをいう。

1.1 食事時間

食事時間は以下のとおりである。

	朝食	昼食	夕食
平日	7:20-8:20 (出食は 8:10 まで)	12:00-12:50	18:00-19:45 (出食は 19:30 まで)
休日	8:00-9:00 (出食は 8:50 まで)	12:00-12:50 (出食は 12:40 まで)	18:00-19:45 (出食は 19:30 まで)

1.2 点呼

点呼時刻は、以下のとおりである。

	若葉(女子)	桜	若葉(男子)・紅葉	青葉・銀杏
平日(朝)	7:20	7:25	7:30	7:35
平日(夜)	21:00	21:05	21:15	21:25
休日(朝)	なし	なし	なし	なし
休日(夜)	21:00	21:05	21:15	21:25

点呼時には以下の注意を守ること。

- 点呼はきちんとした服装で受ける。飲み食いしながら点呼を受けない。
- 男子は朝点呼も夜点呼も階ごとに自室前の廊下に整列(居室のドアを閉める)して受ける。各階の点呼を取り終えるまでは室内に入らない。各階の点呼者は、各階で宿直者から点呼簿を受け取り、廊下を移動して目視をしながら点呼を取ったあと、宿直者に点呼簿を渡す。
- 点呼までに帰寮できないおそれのあるときは、必ず宿直教員(0968-66-0805)に直接連絡して許可をもらう。点呼に遅れた場合は個人的な理由による延刻とみなす。その場合は指導の対象となることがある。また、点呼後に帰寮した場合はすみやかに宿直教員へ報告する。女子寮生で玄関の施錠後に帰寮した場合は、若葉棟宿直教員へ申し出て居室棟の玄関を開けてもらう。

1.3 入浴時間

入浴時間は 18:00-20:50 とする。定められた時間内に入浴すること。ただし、シャワーは 17:30 から利用可とする。

1.4 沈黙帯(自習時間)

平日・休日とも 20:00-23:00 とする。平日は 20:00 一点呼までと 22:45-23:00 までを自己研修時間、点呼-22:45 までを完全自習時間とする。完全自習時間は、他室への訪問を禁止する。自己研修時間は、勉強をしている寮生の邪魔にならないように過ごす。

消灯時間は 24:00 とする。特に消灯時間以降他の学生に迷惑をかけないようにする。

2. 設備・施設の利用

2.1 鍵の管理

入室しているときには内側から鍵をかけないこと。盗難防止のため机の鍵は必ずかけておくこと。閉寮時には鍵を寮務係に返却すること。鍵のコピー(合い鍵)は作らないこと。コピーを作った(コピーを持っていた)場合には、該当者にその部屋の鍵を錠ごと弁償させる。

2.2 電気製品の使用

電気ポット、電熱器、アンカ、電気毛布など、熱を発生し火災の恐れのあるもの、及びテレビ、ゲーム類、冷蔵庫等の持ち込みは禁止する。発見した場合には、寮務主事室で預かり、着払いで保護者へ郵送する。ドライヤー、ヘアアイロンは、使用后コードをコンセントから必ず抜く。違反した場合には、寮務主事室で一時預かりとする。点呼以後、オーディオ等を使用する場合には、ヘッドホンやイヤホンを用いる(沈黙帯は使用禁止)。

登校時には全ての電気製品を必ずコンセントから抜く。守られていない場合には寮務主事室でコンセントを抜く。また改善が見られないようであれば指導の対象となる。

2.3 電話利用

携帯電話等は、寮生の規律を守るために 21:15-22:45 および 0:00-6:00 の使用を禁止する。保護者等からの緊急連絡は、宿直室の緊急連絡用電話(0968-66-0805)で受け付ける。

2.4 テレビ、補食室などの利用

補食室およびテレビの利用は 24:00 までとし、利用後は必ず清掃すること。ただし、完全自習時間のある日の 21:15-22:45 は利用を禁止する。無線 LAN の使用は 6 時から 24 時までとする。

2.5 補食室冷蔵庫の利用

保存する物品には、必ず名前と保存開始日を記すとともに、衛生に配慮する。また、閉寮期間中は冷蔵庫を使用できない。

3. 諸手続き

3.1 帰省願および欠食届

帰省願および欠食届は寮務主事室に提出し、承認をもらう。以下の注意を守ること。

- 帰省願の提出は電子申請システム上で行い、5 平日前(24:00)までを原則とする(金曜日に帰省するときには月曜日の 24:00 までに提出する)。ただし、緊急時の帰省は担任または保護者から寮に連絡してもらった上で帰省願を寮務室もしくは宿直教員に提出し、認印をもらうこと。承認メール(x54999@ga.ariake-nct.ac.jp)を確認しておくこと。
- 団体による外泊の場合、外泊者リストを作成し、担当教員経由で主事室に提出してもらうこと。また、各人で帰省願を提出すること。
- 欠食届等の提出は、12:10-12:50 に主事室で受け付ける。
- 平日に帰省する場合、担任に平日を含む帰省願を提出し、事前に許可を得た上で電子申請すること。
- 欠食するときには、1 食でも必ず×印を付ける。
- 還付金の対象となる欠食は、「朝、昼、夕」または「夕、翌日の朝、昼」のように 3 食連続欠食を 1 単位とし、かつ 4 平日前の午前中までに許可を受けたものに限る。
- 虚偽の届出があった場合は処分の対象とし、以後、届出を受け付けないことがある。

3.2 一時立ち寄り

登校後、寮に一時立ち寄り寄るときは、担任もしくは関係のある教員に許可願の認印をもらう。寮に入るときは、寮務係に許可願を提出し申し出る。寮を出るときは、寮務係で退出時刻を許可願の用紙に記入してもらい、それを認印をもらった教員に提出する。

3.3 延刻願・朝点呼免除願

卒研、クラブ(公式戦)、学校行事に関する事などで夜の点呼を受けられないときは、担当教員の認印をもらい、3 平日前までに延刻願を寮務主事室へ提出する。原則として延刻願は個人の都合によるものは、年に 2 回(前後期 1 回ずつ)は願いを認めることもある(最長でも 23:00 まで)。延刻して帰寮した場合はすみやかに宿直教員へ報告する。女子寮生で 21:00 以後に帰寮した場合は、若葉棟宿直教員へ申し出て居室棟の玄関を開けてもらう。

また、同様に、卒研やクラブ、学校行事に関する事などで朝の点呼を受けられないときは、担当教員の認印をもらい、3 平日前までに朝点呼免除願を寮務主事室へ提出する。

3.4 病気の場合

病気で学校を遅刻・欠席する場合は、8:30 までに若葉棟事務室へ直接行ってその処置および担任への連絡を願い出る。平日の夜および休日は、宿日直者に連絡をする。

3.5 外来者訪問

寮生を訪問する外来者には、宿日直者に申し出るよう伝えておく。面会場所は原則としてロビーまたは談話室とし、点呼時まで許可する。

3.6 寮生会行事の欠席

寮生会行事にやむを得ず参加できない事情が生じたときは、寮長(女子寮生は桜棟棟長)の許可をもらい、許可願を寮務主事室に提出する。

3.7 持ち込み許可品

自転車、パソコンの持ち込みについては、寮務主事室の許可を受け、所定の場所におく。

3.8 長期休暇中の残寮

卒研などのために必要な場合、長期休暇中(閉寮期間中)の残寮を認めることがある。希望する学生は、原則として残寮開始 2 週間前までに許可願を提出し、許可を受ける。

4. 注意事項

- 怠惰による欠席、欠課、遅刻をしないこと。
- 暴力行為、飲酒、喫煙、マージャンなどの風紀を乱す行為は、絶対しないこと。
- 貴重品や現金の管理を徹底すること。なお、貴重品や余分な現金は、寮務係に預けるようにすること。
- 洗濯機の利用時間は 6:00-24:00 とする。
- バイク、乗用車などの寮内持ち込みや寮周辺での駐車は禁止する。
- 自室は常に整理整頓し、また、寮内も清掃に努め、いつも清潔に保つこと。室内の調度品、家具を自室から持ち出さないこと。机、ベッドは両側に配し、窓までの通行を妨げないようにすること。また、室内の入り口にはカーテンなどを下げないこと。
- ゴミは分別表をみてきちんと分別し、所定のゴミ箱に捨てること。
- 無許可アルバイトは原則禁止とする。
- ペットの持ち込みは禁止する。
- 異性棟への立ち入りは厳禁とする。また、男子棟に女性を、女子棟に男性を招き入れることも厳禁とする。もし、この違反を行った場合には即刻退寮処分とする。
- 室内用の指定スリッパでの屋外歩行は禁止する。スリッパや靴は靴箱へ入れること。
- 郵便物の受け渡しは平日に寮務室でのみ行う。また、代金引き換え(代引き)による配達や冷凍・冷蔵を要するものの配達を禁止する。

5. 寮生に対する寮規則違反点

岱明寮では、寮の規則に違反した場合、その違反行為に対して違反点数（以下ポイントと呼ぶ）制を導入しています。違反を重ねるごとにポイントが加算され、在寮更新に影響してきます。寮の規則をきちんと守り、生活するようにしてください。なお、ポイントは退寮するまで累積します。累積ポイントへの対応は次のようになっています。

100	退寮処分	60	停寮（1週間）
80	停寮（1カ月）	50	保護者呼び出し
70	保護者呼び出し	30	担任からの注意

違反行為に対するポイントは、下表のとおりです。（H30.4.1現在）

違反行為	点数	備考	
風紀を乱す行為	いじめ・暴力	100	
	飲酒・喫煙（同席・持ち込みを含む）	100	
	窃盗	100	
	麻雀・花札（同席を含む）	40	
	他人への迷惑行為	審議	
禁止行為	異性棟への侵入、異性連れ込み	100	
	他室侵入	50	
	外泊・残寮	50	許可されていない場合
	アルバイト（無許可及び3年生以下）	50	
	部外者連れ込み	40	
	深夜徘徊	審議	夜点呼から朝点呼までは、寮の外に出ることは禁止。
設備・備品	鍵の複製・複製品の使用	50	
	器物破損	審議	
	公共物の無断借用・無断使用	審議	
	用途に適さない利用	審議	
禁止品の持ち込み	危険物（刃物・エアガン等）	20	
	家電機器（持込禁止）	20	熱を発するもの、冷蔵庫、娯楽用品
	麻雀・花札	20	
	ゲーム機器	10	ソフト、アダプタを含む
	火気（ライター、花火、お香等）	10	
	自動車・バイク	審議	
点呼	点呼不在	2	
	不正依頼	50	
	不正行為	審議	
帰省・外泊	不正申請	20	
	申請忘れ	2～5	初回：2、以降：5
生活	自転車の不法放置	20	寮外における違法駐輪など
	コンセント抜き忘れ（ドライヤー、ヘアアイロン等）	0～10	初回：0、2回目：5、3回目以降：10 スイッチ切忘れは回数に依らず10年度ごとにリセット
	土足による屋内歩行	10	
	室内履きによる屋外歩行	10	
	遅刻	2	
	一時帰寮	2～4	許可有：2、無許可：4
その他	上記以外の違反	審議	

※ 点数が「審議となっているものは、違反の状況に応じて寮務委員会で審議し、決定する。